

## 寄附金等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人遠野市教育文化振興財団（以下「財団」という。）の定款第44条の規定に基づき、寄附者から金銭等の給付を受ける場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金等とは、寄附者が財団の行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭及び金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附の申し入れの取り扱い手続き)

第3条 寄附者から財団に対し寄附の申し入れがあったときは、理事長の承認を得なければならない。

2 寄附の申し入れを受けることになったときは、書面により寄附の申し入れを受けるものとする。

3 前項の書面には、次のような事項を記載する。

(1) 寄附者の住所及び氏名

(2) 寄附金の額又は寄附物品名

(3) 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。

(4) その他必要事項

4 寄附金を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、財団として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の取り扱い)

第4条 寄附金のうち用途の定めのないものは、50パーセント以上を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号に規定する支出（公益目的支出）に使用し、残りを管理費に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

寄附申込書

令和 年 月 日

一般財団法人遠野市教育文化振興財団  
理事長 様

寄附者

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 住所             | (〒 - )           |
| 氏名(法人の場合、代表者名) | フリガナ             |
| 電話番号           |                  |
| FAX 番号         |                  |
| (法人の場合)事務担当者   | 職名<br>氏名<br>電話番号 |

下記のとおり寄附します。

記

1 寄附金額 \_\_\_\_\_ 円

2 寄附目的

用途を特定する。(具体的内容)

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 管理費                   |
| <input type="checkbox"/> 自主事業 (教育文化事業及び国際交流事業) |
| <input type="checkbox"/> その他 ( )               |

特に使用目的については特定しない。

3 氏名・法人名の公表 (希望しない場合はレ点をつけてください。)

財団のホームページ等への寄附者の氏名を掲載することについて

承諾しない

財団のホームページ等への寄附採納の様子を掲載することについて

承諾しない

|  |
|--|
| 《ご送付先》<br>〒028-0524 岩手県遠野市新町1-10 一般財団法人遠野市教育文化振興財団<br>電話 0198-62-6191 FAX 0198-62-6195 |
|--|